

松茂町発注の公共工事入札における工事費内訳書の提出等に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第12条及び第13条の規定に基づき、松茂町発注の公共工事入札に係る入札金額の内訳を記載した書類（以下「工事費内訳書」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 一般競争入札又は指名競争入札に付する全ての工事とする。

(工事費内訳書の要件)

第3条 工事費内訳書は、別記様式第1号によるものとする。

2 工事費内訳書は、次の各号に定めるものを記載したものとする。ただし、これによりがたい場合は、任意項目によるものができるものし、記載する項目を仕様書の閲覧時等において示すものとする。

- (1) 日付、入札参加者の商号又は名称及び工事名
- (2) 直接工事費（主要工種等）
- (3) 直接工事費計
- (4) 共通仮設費
- (5) 現場管理費
- (6) 一般管理費等
- (7) 工事価格

(工事費内訳書の提出)

第4条 工事費内訳書は、入札書に添付し入札箱に投函し提出するものとする。

- 2 提出された工事費内訳書は、返却しないものとする。
- 3 工事費内訳書の提出は、第1回目の入札時のみとする。

(工事費内訳書の確認及び審査)

第5条 提出された工事費内訳書は、入札担当課において入札執行時に、次の各号について確認及び審査を行うものとする。

- (1) 工事費内訳書記載の日付、入札参加者の住所、商号又は名称、代表者等、押印及び工事名
- (2) 工事費内訳書の合計額
- (3) 入札書記載金額と工事費内訳書の工事価格

(入札無効事由)

第6条 次の各号に該当する場合は、当該入札を無効として取り扱うものとする。

- (1) 工事費内訳書の提出がない場合
- (2) 工事費内訳書に日付、入札参加者の住所、商号又は名称、工事名及び金額の記載がない場合又は相違がある場合
- (3) 工事費内訳書に代表者等の記名押印がない場合
- (4) 工事費内訳書に記載した内容を訂正している場合

(5) 工事費内訳書の各項目の合計額と工事価格が一致しない場合

(6) 入札書記載金額と工事費内訳書の工事価格が一致しない場合

附 則

この要領は、平成27年12月1日から施行し、平成27年12月1日以後に入札を執行する工事について適用する。